

栃木市市民会議 会議録

会議名：自治基本条例部会

日 時：令和7年10月1日（水） 午後7時00分から午後8時00分

会 場：市役所 302会議室

出席者数：9名 事務局：3名

1 開会

2 部会長あいさつ

3 議事

前半の意見照会の結果について

《事務局より説明》

部会長) 意見照会の結果を受けての検討は、本日行うのではなく、後半部分も合わせて、次回行うということか。

事務局) お見込みのとおり。次回、事務局から案をお示しし、検討いただく。

栃木市自治基本条例の検討について（後半）

《事務局より説明》

委員) 「協創」という言葉は初めて聞くが、どのようなものか。

事務局) 「協働」から一步進んだもので、進化・深化という言葉で説明されている。

委員) 国の制度改革や各市町村における課題がどのようなところにあるのかがわからないので、自分の身の回りの地域や自分の知見に基づく意見しか出せない。そのあたりのフォローアップがないので戸惑っている。

事務局) 前回の検証時には、民法改正で成人年齢の引き下げがあり、自治基本条例にも影響があったため、その部分の改正を行った。今回はそこまで大きな制度改革がないため、皆様の知見による意見に基づいて検証を行っていきたいと考えている。

委員) それだとどうしても地域性が出る。自治基本条例をまとめた時は大変だっただろう。

事務局) 合併当時、今おっしゃられたような背景があって、まちづくりには一つのルールが必要だということで自治基本条例が制定された。合併してまだ14、5年なので、地域の違いは色濃く残っていると思う。

自治基本条例なので、そうそう変えるものではないと思うが、どうしても課題があるから改正するしかないとなれば改正をし、まだまだ意見のすり合わせが必要であるとなれば、現状維持とし、推移を見守っていくという判断もできると思う。

皆様いろいろな知見をお持ちだと思うので、まずは様々な意見を出していただいて、すり合わせをしていければと思う。

委員) 自治基本条例は、「自治」に関する条例であるということから、デジタル、

脱炭素、多様性というような社会の関心の高いものもあるが、直接団体自治、住民自治という仕組みに関わるものではなく、その仕組みを通して実現していくべきものということからすると、それらを自治基本条例の中に入れ込んでいくのは違うのではないかと思う。ただ危機管理については、自治の基盤である地域や社会が危機に瀕するということになるから、その危機を回避するということは自治そのものと言えるのではないか。これまでもそのようにやってきたし、これからも同じようにやっていくべきだろう。そう考えるとこれらについては、当面考慮しなくてよいのではないかと思う。

- 委 員) 自治体の憲法なので条文のところはよほどのことがない限り変えずに、解説のところで、柔軟に時代の変化に対応し、丁寧に説明していくというのがよいのではないかと個人的には考える。新しいことに対応する必要があれば、改正するというより新しく条文を追加していくというイメージで、条文はそうそう変えないということには賛成である。
- 委 員) 小樽市で観光客を考慮すべきステークホルダーとして含めたというのは理解できる。ただあまりそちらにシフトして市民のウェイトが下がっても困るのでほどほどにする必要はある。
- 委 員) 39条の危機管理に関して、自治会ができる範囲で動いているが、自治会に入っていない人もいる。自主防災組織も、自治会とは異なるが自治会加入者で組織していることがほとんどである。そうすると自治会に入っていない人が取り残される可能性がある。市では自治会加入を強制できないということもわかるが、取り残されることとは絶対に許されない。自治会の運営と市の行政をどううまくリンクさせるかが問題だと思う。市の情報が自治会に来ても未加入者に流せないのであれば、未加入者は納税者として不公平感を感じるのではないか。自治会と行政の連携がうまくいく方法を何か考えてほしいと考えている。
- 委 員) 14条に地域自治があるが、基本的に個人が対象になっており、自治会という世帯を単位に構成される組織というのは載ってこない。そこをどのように接点を作るかということがおっしゃられたところかと思う。14条の解説に自治会は出てくるが主体ではなく地域のエリアとしてなので、自治会が市政に関わる主体としてどこかに出てくる必要があるのかと思う。そうすれば自治会はこういう役割があるから入ってくださいと言えるようになると思うので、そのあたりを見直す項目として入れてもいいのかもしれない。
- 委 員) 自治会がうまく機能すれば、市との連携もうまくいくのではないか。私の所の自治会も40世帯ほど減っているが、地域の人口は増えている。若い人は加入しない。そういう人には情報が流れなくていいのかと思う。
- 委 員) よくわかる。そういう意味も含めて意見に行財政の支援と書いた。やはりヒト・モノ・カネがなければ動けない。世帯数は増えているが、自治会加入者が減っているのは、外国人が多いからだと思う。自治会でもごみの問題などが必ず話題になる。アパートのメーカーに電話をしたり、直接話を

したり、そこにも費用が掛かる。隙間を埋める支援をしてほしいというところから「財」を入れた。低所得者世帯や一人世帯などとの隙間を埋めるような支援がないと自治会単独ではなかなかできない。

委 員) ある市では、ハウスメーカーと市が協定のようなものを結んでハウスメーカーから入居者に自治会加入を働きかけ、ごみの出し方など様々なことについて説明をするという取組みをしている。

委 員) 昔はそういうことができた。開発するのに必ず自治会長の印が必要だった。今は後になって知らされて、それからバタバタと動く。それでは地域の住民は納得しない。

委 員) 自治会加入者が低下しているというのは住民自治にとっても由々しき問題であるから、14条の解説でもう少し踏み込んで書いてもいいかもしれない。

委 員) 先ほどおっしゃっていたように本文は変えずに解説でというのはその通りだと思う。解説の方を直せば、時代に合ったフォローアップができる。

4 その他

後半部分の意見聴取は10月末までに提出。

次回は12月開催予定。

5 閉会